

亀山市公告第 8 5 号

関町中町地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

亀山市長 櫻井 義之

1 地図及び簿冊の名称

(1) 中町 の地籍図

(2) 中町 の地籍簿

2 閲覧期間及び閲覧時間

平成 2 7 年 1 2 月 4 日（金）から 1 2 月 2 4 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

3 閲覧場所

亀山市建設部用地管理室

4 その他

(1) 地図は平成 2 6 年 1 2 月に測量して、簿冊は平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日現在の状況により調査して作成したものである。

(2) 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に、亀山市長に対し、訂正の申出をすることができる。

(3) 訂正の申出は、閲覧場所で交付する誤り等訂正申出書によるものとする。